

第6回 関西圏国家戦略特別区域会議 兵庫県提出資料



兵庫県立粒子線医療センター

平成27年11月26日

I 今回、区域計画に追加予定の特定事業

診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

～外国医師等の人材育成を通じた粒子線医療の普及及び日本製治療装置の輸出促進～

兵庫県立粒子線医療センターが、在留期間の特例を活用し、国外医療機関の医師等を受け入れ、**在留期間が1年超にわたる粒子線医療研修**を実施することにより、**粒子線医療を普及するとともに日本製治療装置の輸出を促進**

■実施主体

兵庫県立粒子線医療センター

■在留期間の特例

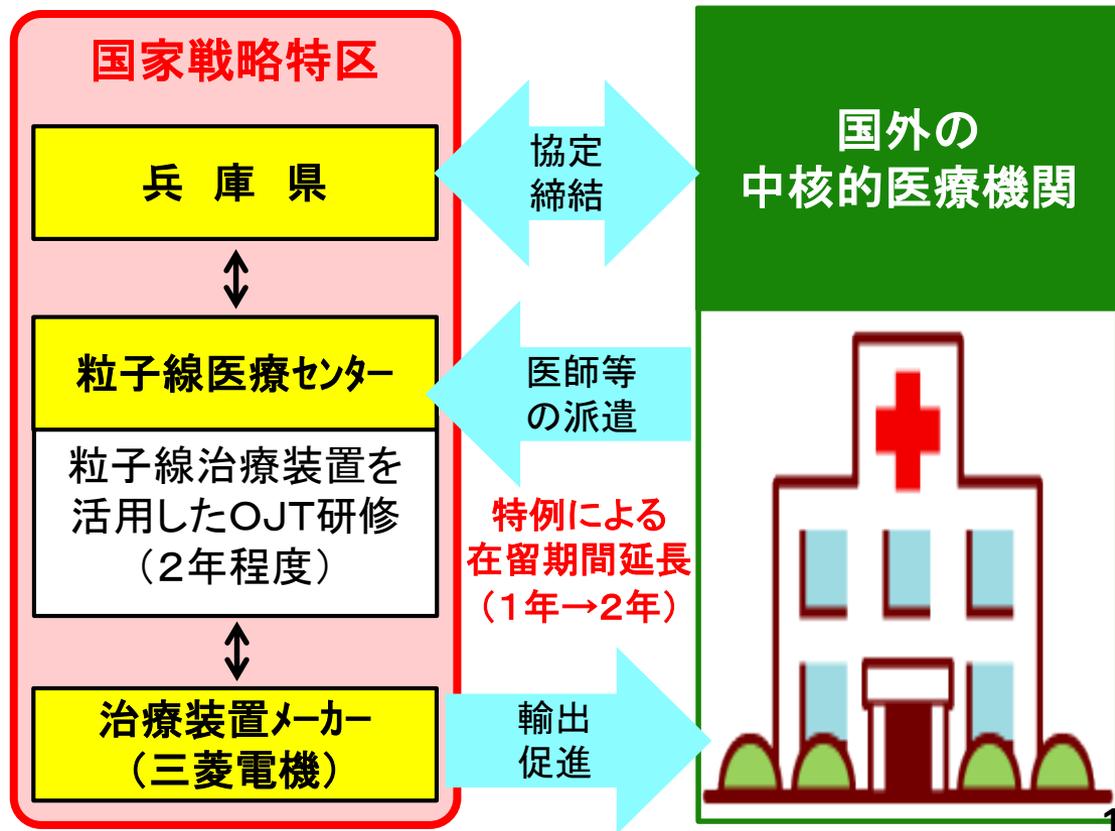
在留資格「研修」に係る在留期間の延長
最長1年 → 最長2年

■協定締結先

台北医学大学、中国医薬大学

■実施時期

平成28年1月から実施



II 今後、追加希望の規制改革事項

先進医療検体検査の外部委託容認

保険医療機関が**先進医療に係る検体検査**を実施する場合、検体検査の一部工程について、**自機関以外の検査機関への外部委託を容認**

→ 医療機関と民間検査事業者が連携した**効率的かつスピーディーな先進医療を実施**

※関西圏の優先協議項目として平成26年12月に内閣府へ提出済。迅速な特例措置の創設を希望

【現状】

先進医療は保険医療機関で実施することとし、先進医療の一部を当該保険医療機関以外の実施することは認められない
(平成24年7月31日厚労省通知)

【課題】

新しい技術の検体検査システムを保険医療機関ごとに構築することはハードルが高い

【特例措置案の内容】

下記条件のもと、**先進医療に係る検体検査の一部工程(測定部分)の民間検査事業者への委託を容認**

・保険医療機関と綿密に情報共有を行い、保険医療機関が測定データの品質を確認のうえ、有効性・安全性の責任を負うこと

・委託先の民間検査事業者の品質管理が保証されていること(登録衛生検査所であることなど)

事業展開例(先進医療による乳がん再発リスク分析)

- ・医療機関は患者同意のもと、乳がん切除手術時に採取した検体を事業者へ送付
- ・事業者は検体検査の測定工程の一部を実施し、測定データを医療機関へ送付
- ・医療機関は、測定データ等を参考に、乳がんの再発リスクを分析し、術後の治療方針を決定

